

畜産酪農研究センターについて特に定めることは次のとおり。

1 設置について

- ・設置を認めない場所は次のとおり。

豚舎及びその周辺（立入禁止区域）、牧草地、多目的広場、旧庁舎跡地、パドック（ソーラーカーポート型を除く）、埋却予定地

- ・衛生管理区域への立入りに際しては、保護具を着用の上、車両等の消毒を必要とする。
- ・県内における家畜伝染病の発生等の非常事態においては、施設への立入りを制限する場合がある。

2 家畜防疫対策について

（1）センター衛生管理区域内の入退場について

- ・センター衛生管理区域への入退場の際には「栃木県畜産酪農研究センター家畜防疫指針」等に基づき、防護服や長靴の着用、車両消毒等の衛生対策を行う。加えて別添「畜舎エリアで作業される業者の皆様へ」に記載の衛生対策についても遵守すること。指針及び別添については、参加資格を確認した者に別途交付する。
- ・センター立入禁止区域（豚舎及びその周辺）への立ち入りは厳禁とする。

（2）その他

- ・県内における家畜伝染病の発生等の非常事態においては、センターへの立入りを制限する場合がある。

3 設置工事及びメンテナンス工事

（1）工事時期

- ・土日、祝日及び12月29日から1月3日を除く日で、9：00から16：00までとする。

（2）工事等に伴う停電時間

- ・連続して3時間以上の停電は避けること。やむを得ず3時間以上となることを見込まれる場合は事前に当センターとの打ち合わせを行うこと。
- ・バイオガスプラントは停電時には運転を停止しておく必要があるため、その間はプラントの処理が行われなくなることから、事前に当センターとの打ち合わせを行うこと。

（3）機材や工事車両置き場について

- ・センター内は集乳車や飼料運搬車など大型トラックの出入りが頻繁にあることから、機材や工事車両置き場について職員の指示に従うこと。

（4）施工等

- ・実際の施工においては、飼養管理作業等やスマート酪農牛舎の環境制御機能等に支障を来さないよう、事前に牛舎の情報共有や、作業工程、資材置き場等について打ち合わせを行

うこと。

- ・メンテナンス工事等を行う際は、事前にセンターと日程調整の上で行うこと。

4 その他

- ・センター内は大型トラックの出入りが頻繁にあることから、架線を設置する際はトラックに接触しない高さとすること。
- ・バイオガスプラントでの発電に影響がないように設定すること（例えば、太陽光発電によりプラントの発電に悪影響が無いようするなど）
- ・営農型太陽光発電のように農地の上部空間に太陽光パネルを屋根のように設置し、その下部で牛を飼養することで、飼養と発電の両立が可能であれば、一部のパドックへの設置も検討したい。